

【修正】令和2年10月1日現在

P3 ①成年後見制度の対象者（支援される人）

認知症・知的障害・精神障害・高次脳機能障害などで判断能力が低下している 20歳以上の方が対象です。

P11 ⑨成年後見人等への報酬の目安

（修正前）

また成年後見制度利用支援事業により、市町によっては申立費用や成年後見人等の報酬に対し一部助成されないこともあります。親族が成年後見人等になった場合は、報酬は認められない場合が多いようです。

（修正後）

また成年後見制度利用支援事業により、市町によっては申立費用や成年後見人等の報酬に対し一部助成されないこともあります。親族が成年後見人等になった場合は、報酬は認められない場合がありますので、行政の窓口担当者へご相談下さい。

P15 成年後見制度についてのお問い合わせ先

（修正前）

長崎県司法書士会 長崎市興善町4-1 興善ビル8F

（修正後）

長崎県司法書士会 長崎市魚の町3番33号（電話番号とメールアドレス、FAX番号等の変更はありません。）